

令和4年度 入札監視委員会議事概要

陸上自衛隊

開催日及び場所	令和4年9月13日(火) 福岡第2合同庁舎2階 共用第2・3会議室
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授) 松藤 泰典 (大学名誉教授) 諏佐 マリ (大学准教授) 柴田 祐二 (公認会計士) 徳永 響 (弁護士)

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
審議対象件数	21,699件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	3件	(審議概要) 1 契約実績について 2 抽出事案について
一般競争	1件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【契約実績について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生コンクリートの契約で、同じ契約実施機関において、同一業者と年2回にわたり契約している案件がありますがその理由は何ですか。 ・1者応札になっていますが、その理由はどう考えていますか。 <p>【抽出事案について】</p> <p>1 [部外技能訓練(ドローン操縦士)] (一般競争契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドローンの操縦には免許が必要なのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部隊からの調達要求時期に約半年の時間的ずれがあったため、2回に分けて契約しました。 ・入札から納入までの時間的余裕があまりなかったこともあり、結果的に1者応札になったと考えています。 ・現時点ではドローンの操縦に免許は必要ありません。本技能訓練を受講することで、認定資格を取得することができます。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本技能訓練の講習内容はどのようなものですか。 ・契約相手方の資格要件はあるのですか。 ・受講予定者数15名に対し、実際の受講者が44名になった理由は何ですか。 ・本技能訓練の目的は再就職支援とのことですが、再就職に役立っているのですか。 ・令和元年度から本技能訓練を開始して、これまでの実績が1名では少なく感じられます。本技能訓練の実効性を評価・検証する仕組みを検討すべきだと思われま。 <p>2 [外国人講師による英会話部外委託ほか1件] (公募 → 指名競争契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約方式を指名競争にした理由は何ですか。 ・平成29年の委員会で本案件について審議し競争性の拡大を促しましたが、何か見直されたのですか。 ・指名競争だと、競争参加者の範囲が限定されますが、他の指名業者が分からないような仕組みになっているのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等の座学が1日、実技が2日間、計3日間の講習です。 ・国土交通省に無人航空機の許可承認を申請する際に添付が必要となる技能証明を発行できる団体であることを資格要件としています。 ・受講希望者を募ったところ、予定を大幅に超える希望者がいましたが、予算上の制約もあり、受講者数を44名に絞りました。 ・現時点で再就職に直結した実績は1名ですが、今後、伸びていく事業だと考えています。 <p>・まず公募を行って契約相手方を広く募りました。公募の結果、2者の応募があったので、内部規定で定められた契約手続により、2者を相手方とする指名競争入札を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前は資格要件を「外国人講師は英語を母国語とする英語圏内の者」としていましたが、平成29年の委員会後、「同程度の能力を有する者」を資格要件に含めました。令和3年度には、新規業者が参入しており、競争性の拡大につながったものと評価しております。 ・応募業者の技術審査結果については公表していないので、他の指名業者は明確には分からない仕組みになっています。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>3 [にしたんクリニックPCR検査サービスキット] (随意契約)</p> <p>・PCR検査について、駐屯地によりPCR検査の役務契約をしているところと、検査キットの物品購入契約をしているところがありますが、その違いが生じている理由は何ですか。</p> <p>・検査キットの購入にあたり、駐屯地ごとに契約するのではなく、中央や地域ごとで一括購入することはできなかつたのですか。</p> <p>・銘柄を指定した理由は何ですか。</p> <p>・銘柄指定依頼書には、判定精度と個人情報保護が銘柄指定の理由として記載されていますが、限られた時間のなかで必要な数量を確実に取得する緊急性があったのであれば、その点も記載した方が望ましいと思われます。</p> <p>・今後も感染症対策等で同様の緊急調達が起こり得るため、経済性や効率性の観点から、地域ごとの一括調達についても検討していただきたい。</p>	<p>・令和3年8月、第5波の影響で自衛隊内でのコロナ患者が急増したため、上級部隊から感染症対策を徹底するように指示がありました。その際、PCR検査について、部外検査機関との役務契約にするのか、検査キットを購入する契約にするのかは、各駐屯地で判断して、契約するよう指示があったため違いが生じました。</p> <p>・検査キットを一括購入した場合、所要数の把握、検査キットの配分、契約相手方への検体の送付に多くの時間と労力を要するため、駐屯地ごとに近傍の業者と契約した方が、迅速に対応できると上級部隊が判断したためです。</p> <p>・PCR検査キットの調達にあたり、医務系統から陰性・陽性を明確に判定できる精度の高いキットを取得するよう、また、隊員の個人情報を実際に保護する業者を選定するよう指示がありました。限られた時間で迅速に取得する必要がありましたので、近傍の駐屯地の契約実績等を確認し、判定精度、個人情報保護及び確実な取得の観点から総合的に判断し、銘柄を指定しました。</p>

委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし
----------------------------	----